

さいたま市告示第475号

さいたま市みどりの街並みづくり助成金交付要綱を廃止する告示
を次のように定める。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市みどりの街並みづくり助成金交付要綱を廃止する告示

さいたま市みどりの街並みづくり助成金交付要綱（平成20年さいたま市告示第315号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による廃止前のさいたま市みどりの街並みづくり助成金交付要綱の規定により決定を受けた助成については、同告示第14条から第16条までの規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。